

環対第 857 号の 3
令和 7 年 11 月 28 日

保 護 者 様

新潟県環境局環境対策課長

灯油の流出事故の未然防止について

日頃から、当県の環境行政の推進に御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、冬季には灯油を取り扱う機会が増えるため、灯油が河川などに流出する事故が多発する傾向にあり、その原因の多くは取扱不注意等の人為的ミスとなっています。

灯油の流出事故は、環境汚染のほか、火災の危険、河川環境の悪化、水道の取水や給水の停止など、住民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

については、当課が作成したチラシを配布しますので、灯油の流出事故の未然防止に努めていただき、万が一灯油が流出した場合は、チラシ裏面に記載のお住まいの市町村を担当している機関や最寄りの消防署に御連絡くださるようお願いします。

担当：水環境係 関川
TEL：025-280-5157（直通）
FAX：025-280-5166
Mail：ngt030320@pref.niigata.lg.jp